

## 一般財団法人京都技術サポートセンター情報公開規程施行細則

平成 28 年 4 月 15 日制定

(文書等公開申出書の記載事項等)

第 1 条 一般財団法人京都技術サポートセンター情報公開規程(平成 28 年 4 月 15 日制定。以下「規程」という。)第 5 条第 3 号に規定する理事長が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 連絡先(法人その他の団体にあつては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)

(2) 求めようとする公開の方法

2 規程第 5 条第 1 項に規定する申出書は、文書等公開申出書(別記第 1 号様式)によるものとする。

(文書等公開決定通知書等)

第 2 条 規程第 9 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 文書等の全部を公開する場合 文書等公開決定通知書(別記第 2 号様式)

(2) 文書等の一部を公開する場合 文書等部分公開決定通知書(別記第 3 号様式)

2 規程第 9 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 規程第 6 条各号を理由として文書等の全部を公開しない場合 文書等非公開決定通知書(別記第 4 号様式)

(2) 規程第 7 条の規定により公開申出を拒否する場合 文書等非公開決定通知書(公開申出拒否)(別記第 5 号様式)

(3) 前 2 号に掲げる場合以外の文書等の全部を公開しない場合 文書等非公開決定通知書(不存在等)(別記第 6 号様式)

(文書等公開決定等期間延長通知書)

第 3 条 規程第 10 条第 2 項の規定による通知は、文書等公開決定等期間延長通知書(別記第 7 号様式)により行うものとする。

(文書等公開決定等の期限の特例通知書)

第 4 条 規程第 11 条第 1 項の規定による通知は、文書等公開決定等の期限の特例通知書(別記第 8 号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 規程第12条第1項に規定する理事長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開申出に係る文書等に記録されている一般財団法人京都技術サポートセンター(以下「センター」という。)及び申出者以外のものに関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 規定第12条第1項の規定による通知は、文書等の公開に係る意見照会書(別記第9号様式)により行うものとする。

3 規程第12条第2項に規定する理事長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開申出に係る文書等に記録されているセンター、申出者以外のものに関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限
- (3) 公開決定をしようとする旨及びその理由

4 規程第12条第2項の規定による通知は、文書等の公開決定に係る意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。

5 規程第12条第1項及び第2項に規定する意見書の提出は、文書等の公開決定等に係る意見書(別記第11号様式)により行わなければならない。

6 規程第12条第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(公開の実施等)

第6条 閲覧による文書等の公開は、センターが指定する日時及び場所において行うものとする。

2 センターは、閲覧による文書等の公開を受け、又は受けようとする者が、当該文書等を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該文書等の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 文書等の公開をする場合において、文書等の写しを交付するときの交付部数は、文書等の公開の申出に係る文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

第7条 規程第13条第2項に規定する理事長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、センターが適当と認める方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ センターが保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

ウ 電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

（異議の申出）

第8条 規程第15条に規定する異議の申出は、異議申出書（別記13号様式）により行わなければならない。

（公開決定の停止）

第9条 規程第16条第2項の規定による通知は、公開停止通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（費用の負担）

第10条 第6条第3項の規定により文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として、実費を負担するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月15日から施行する。